定　款

株式会社不二興産

定　款

第１章　総則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社不二興産と称し、英文では、FUJIKOSAN Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
２．建築工事業
３．建築物の営繕工事
４．建物の清掃業
５．再生可能エネルギーによる発電、供給及び販売
６．各種一般機械及びそれらの部品に関する貿易及び仲介業務
７．輸出入に関する貿易業務を行う企業への投資
８．輸出入に関する貿易業務の委託
９．古物営業法に基づく古物の売買
１０．投資信託等各種金融商品への投資、保有及び運用
１１．損害保険の代理業務及び生命保険の募集にかかる業務
１２．不動産特定共同事業法に基づく事業
１３．再生可能エネルギー設備及びコンテナハウス、トレーラーハウス等の屋外型収納設備の売買及び賃貸
１４．発電及び電気の供給、販売、卸売及び小売に関する事業
１５．発電施設、蓄電施設その他エネルギー関連施設の企画、開発、取得、保有、運営、管理、賃貸及び売買
１６．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）

第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査役

（公告方法）

第　５　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第　７　条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　９　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１８条　当会社の取締役は、５名以内とする。

（選任方法）
第１９条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（員数）

第２８条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第２９条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任決議の効力）

第３０条　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第３２条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３３条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）

第３４条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３６条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３７条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。